

第5編

計画の推進に向けて

第1章 三者（住民・事業者・行政）のパートナーシップの形成

- 1．情報の共有化
- 2．施策立案、実施への全員参加
- 3．具体的行動につながる教育の実施

第2章 推進体制の整備

第3章 進行管理

- 1．進行管理の方法
- 2．年次報告
- 3．財源の確保



第5編 計画の推進に向けて

望ましいまちの姿の実現に向けて、住民・事業者・行政の取り組みを効果的に進めていくためには、三者（住民・事業者・行政）の協力と、進行体制の整備が不可欠です。

また、計画の進行を管理する方法や、計画の適切な見直しも必要となります。

第1章 三者（住民・事業者・行政）のパートナーシップの形成

本計画を有効に推進させるためには、住民（住民団体を含む。以下同じ）、事業者、行政の各主体が、環境の保全および創造に対する各々の責任と役割を認識し、協調的關係（パートナーシップ）のもと、お互いに協力して各主体の取り組みを推進することが重要です。

現在、本町においては三者間のパートナーシップは形成されているとはいえ、本町の課題となっています。そこで、パートナーシップの形成のために、望ましいまちの姿の一つである「環境を通じた対話、交流のあるまち」実現のために行う基本施策を確実に実行するものとします。

パートナーシップの形成のため、次に示す取り組みを重点的に推進します。

情報の共有化

施策立案、実施への全員参加

具体的行動につながる教育の実施

1. 情報の共有化

三者間のパートナーシップを形成するためには、環境に関するさまざまな情報を、共有の情報として整備する必要があります。しかし、環境に関する多種多様な情報を、行政が独自に収集し、提供するのには困難です。特定の分野や特定の地域についての環境の状況や、住民団体の活動状況等の情報については、専門家を含む住民の方が詳しい場合があります。また、業界の環境に関する手法や取り組みに関する情報については、事業者の方が詳しいと考えられます。

そこで、各主体が蓄積している環境情報を積極的に公表することにより、共有化することができます。さらに、環境情報を有効に活用するためには、各主体のもつ情報を収集し、整理し、体系的な環境情報として整備することが重要です。

行政は、環境情報の交換の場の設置、三者の定期的な情報交換の実施や、集められた情報の整理を行い、これらの体制を確立します。

また、パートナーシップをまち全体に広げるためには、環境情報を単に公表し、提供するだけでなく、提供される情報に、受け手が理解しやすい形でアクセスできる環境が整えられることが重要です。広報「長久手」やインターネットのホームページの利用だけでなく、CATVの利用、環境情報誌の発行、自治会組織の活用、講演会の開催、情報広場の開設等、あらゆる媒体や手法を検討し、環境情報が各主体間において円滑に流通するための基盤づくりを進めます。

2. 施策立案、実施への全員参加

環境の保全および創造に関する取り組みを実践する場合のプロセス(流れ)として、「現状把握 - 計画策定 - 実施」が一般的です。現在の状況は、現状把握や計画策定段階では、主に行政主導的な形態が多くなっています。一方、実施の段階では、住民や事業者それぞれの役割が期待されています。

このように、行政と、住民および事業者では、参加の状況に偏りがあり、住民や事業者の参加意欲を阻害しかねない状況です。

パートナーシップに基づく各主体の取り組みにより、目指すべきまちの姿を実現するためには、施策の立案段階から各主体の参加を促進することが重要です。

そこで、施策の意志決定段階、および事業計画段階での各主体の参加方法の確立を進めるとともに、施策勉強会や住民参加型検討委員会等への各主体の積極的な参加を促進します。また、行政における環境の保全および創造に係る施策(案)や事業計画(案)の策定にあたっては、個々の住民や事業者の意見を反映するための手順を踏むこととします。

施策には、文化財の保全のように行政が中心となっていく必要がある施策、下水道等への接続の推進やごみ減量のように住民や事業者が中心となっていく必要がある施策があります。施策の実施にあたっては、三者が全員で取り組むこととします。

3. 具体的行動につながる教育の実施

パートナーシップに基づく各主体の取り組みを推進するためには、各主体が環境への関心や、環境の現状や人間と環境の関わりについての正しい認識をもち、日常生活や社会活動において具体的行動に結びつけていくことが重要です。

そのためには、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対し、家庭、学校、地域、職場、野外活動の場等多様な場において互いに連携を図りながら、環境教育、環境学習を総合的に推進することが重要です。

そこで、自然観察会等の体験型学習、環境家計簿取り組みの推進等の知識と具体的行動や環境への貢献の関連が把握できる活動、他市町村の事例紹介等の具体的取り組み方法につながる学習を推進するとともに、日常の生活圏における実践活動を行うことができる場や機会の提供を図ります。

第2章 推進体制の整備

目指すべきまちの姿を実現するためには、各主体の取り組みが、パートナーシップに基づき、三者が緊密に連携し、協力して推進することができる体制の整備が必要です。

そこで、計画の推進組織として、三者により構成される「(仮称)環境基本計画推進協議会」を設置します。また、協議会の下部組織として、行政職員で構成する「(仮称)庁内環境委員会」、住民および事業者で構成する「(仮称)環境町民委員会」を設置します。これらの各組織の役割は、次のとおりとします。

(仮称)環境基本計画推進協議会

本計画の進行管理を行う組織であり、計画の進行に関する評価、各主体の取り組み状況の確認、計画を推進していく上での課題の整理、課題の改善に関する検討と三者への反映を行います。

(仮称)庁内環境委員会

行政の取り組みに関する進捗状況の把握、各課間の調整等を行います。

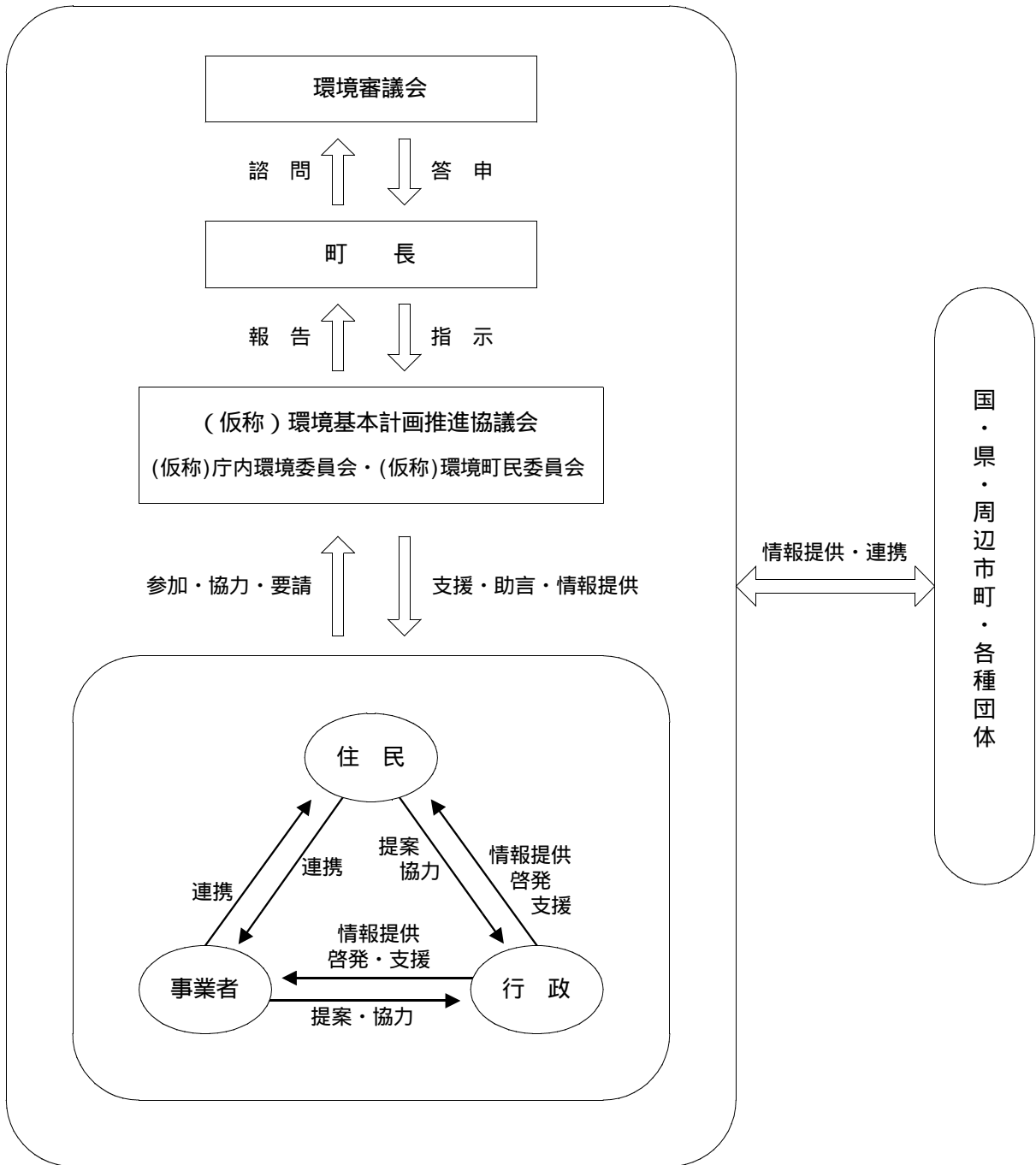
(仮称)環境町民委員会

住民および事業者の取り組みに関する進捗状況の把握、意見の取りまとめ、行動指針の見直し等を行います。

なお、当面は、庁内組織を主体とし、住民の意見を反映させることができる体制で、本計画を推進することとします。

必要に応じ、長久手町環境基本条例に基づき設置された環境審議会において、本計画の進行管理や変更、環境に関する基本的事項や施策等について、公正かつ専門的な立場から審議します。

また、広域的な課題等に対しては、周辺市町と協調するとともに、国や県との緊密な連携を図ります。



本町の環境基本計画推進体制

第3章 進行管理

1. 進行管理の方法

進行管理は、(仮称)環境基本計画推進協議会において行うこととし、P D C A サイクルの手法を用います。

(1) P D C A サイクル法

「計画(P l a n)」は、住民・事業者・行政の三者の協議により行い、社会経済状況や住民意識等の変化、新たな環境問題の発生等に適切に対応するため、必要に応じて環境基本計画の見直しを行います。

「実行(D o)」は、行政による施策の実施、住民および事業者の取り組みと施策実施への協力を示します。

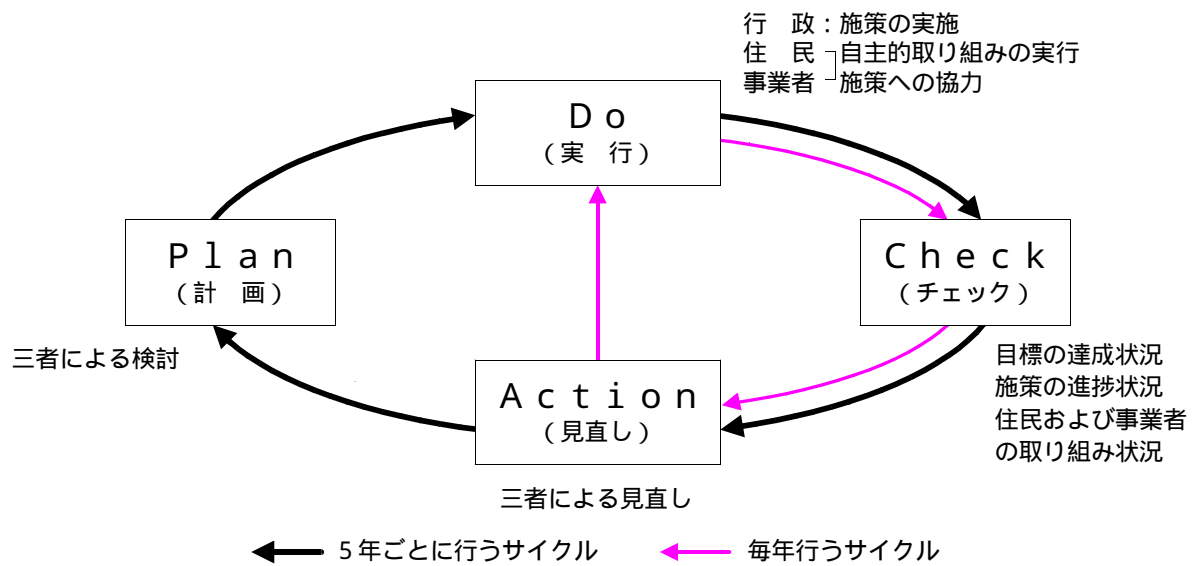
「チェック(C h e c k)」は、以下の項目および方法により行います。

| 項 目 | 方 法 |
|------------------|---|
| まちづくりの基本的方向の進行状況 | 基本的方向ごとに設定した指標に基づく具体的目標と現状を比較することにより進捗状況を確認します。 |
| 施策の進捗状況 | 基本的施策に基づく事業ごとに、5段階(未着手、準備中、開始、継続中、完了)で実施状況を確認します。 |
| 住民および事業者の取り組み状況 | 基本的方向ごとに、住民および事業者の取り組みとして求められる行動について、実際に行っているかどうかをアンケート調査により把握します(5年に1度実施)。 |

「見直し(A c t i o n)」は、チェック結果に基づき、施策および施策の実施計画等を見直し、対策を検討することにより行います。

<行政の取り組みの進捗状況チェック例>

| 行政の取り組み | 事 業 | | 進 捗 状 況 | | | | |
|--------------------|----------------------------------|------|---------|-----|----|-----|----|
| | 事 業 名 | 担当課 | 未着手 | 準備中 | 開始 | 継続中 | 完了 |
| 生活排水対策を推進する。 | 下水道整備計画の推進 | 下水道課 | | | | | |
| | 下水道への接続のP R | 下水道課 | | | | | |
| | 浄化槽の維持管理不足家庭への個別P R | 環境課 | | | | | |
| 事業活動における排水対策を推進する。 | 水質汚濁防止法規制対象外の工場および事業所の定期的水質調査の実施 | 環境課 | | | | | |
| | 有機塩素系化合物等の使用事業所および廃棄処理ルートの実態把握 | 環境課 | | | | | |



P D C Aサイクルの手法を用いた進行管理

(2) 進行管理のための具体的目標

まちづくりの基本的方向の進行状況をチェックするための指標と具体的目標を次のページから示します。

2. 年次報告

環境の現況や進行管理に係わる事項について年次報告書を作成し、公表することにより、住民および事業者に対し、十分な情報提供を行います。

- 【報告書の内容】
- ・ 環境の状況
 - ・ 環境の保全および創造に係わる施策の実施状況
 - ・ 住民および事業者の環境保全活動の実施状況
 - ・ チェック結果
 - ・ 見直し結果（事業の実施計画を含む）

3. 財源の確保

本計画を総合的、計画的に推進するために必要な財政的措置について適切な対策が講じられるように努めるとともに、国や県の補助制度等を積極的に活用します。

まちづくりの基本的方向の進行状況をチェックするための指標と具体的目標(1)

| | まちづくりの 基本的方向 | 指 標 | 現 況 | | 具 体 的 目 標 | |
|----------------|-----------------|---|---------------------|--|--|---|
| | | | 年 度 | 現 況 値 | 2 0 1 0 (H22)年 | 2 0 2 0 (H32)年 |
| 身近な自然を守り育てるまち | 里山、田園のあるまちづくり | 保全のための制度 | 2000(H12)年度 | みどりの条例に基づく開発行為に関する指導要綱 | 里山や農地を保全するための制度等を定め、機能的に運用する | |
| | 豊かな水辺のあるまちづくり | 河川およびため池の水質に関する環境基準適合状況 (河川はD類型、ため池はB類型とする) | 1999(H11)年度 | 環境基準適合割合 香流川：BOD 93.8%、他の項目 100% その他の河川：BOD 59.5%、 他の項目 100% ため池：pH 62.5%、COD 25.0%、 SS 87.5% 〔香流川7地点、その他の8河川〕 11地点、ため池4カ所で測定 | 環境基準適合割合 香流川：BOD 100%、 他の項目 100% その他の河川：BOD 80%、 他の項目 100% ため池：pH 80%、COD 50%、 SS 100% | 環境基準適合割合 香流川：BOD 100%、 他の項目 100% その他の河川：BOD 100%、 他の項目 100% ため池：pH 100%、COD 100%、 SS 100% |
| | | 住民満足度*1 (5年に1度アンケート実施) | 1999(H11)年度 | ・河川やため池等の水辺の 景観の美しさ -1.14 ・川や池の水のきれいさ -1.87 ・自然を生かした河川整備 -0.8 (住民アンケート結果) | 左の3項目とも住民満足度 +2.0 | 左の3項目とも住民満足度+2.0以上 |
| | 自然とふれあえるまちづくり | 住民満足度*1 (5年に1度アンケート実施) | 1999(H11)年度 | ・動物とのふれあい -0.09 ・植物とのふれあい +0.29 ・水辺の自然とのふれあい -0.60 (住民アンケート結果) | 左の3項目とも住民満足度 +2.0 | 左の3項目とも住民満足度+2.0以上 |
| ごみを出さない、捨てないまち | ごみを出さないまちづくり | 1人1日当たりごみ発生量 (収集ごみ量+収集資源量+直接搬入 ごみ量+許可業者による搬入量+集 団回収量+牛乳パック)/人口・日 | 1999(H11)年度 | 1,119g/人・日 〔「平成12年度清掃事業概要」 より算出〕 | 1,000g/人・日 | 900g/人・日 |
| | | リサイクル率 (収集資源量+集団回収量+牛乳パッ ク)/ごみ発生量 | 1999(H11)年度 | 16.6% 〔「平成12年度清掃事業概要」 より算出〕 | 30% | 50% |
| | ごみ出しマナーのよいまちづくり | ごみ出しマナーが恒常的に悪い集積場の割合 | 2000(H12)年 7月末現在 | 682カ所 〔マナーの良し悪しに関わらず、 現在のごみ集積場の数〕 | 0% | 0% |

注) *1 アンケートにおいて、各項目について満足(5点)、まあ満足(2点)、どちらともいえない(0点)、やや不満(-2点)、不満(-5点)の5段階で評価してもらい、すべての回答の平均値を算出した値を「満足度」とした。なお、+は満足、-は不満を示す。

まちづくりの基本的方向の進行状況をチェックするための指標と具体的目標(2)

| | まちづくりの基本的方向 | 指 標 | 現 況 | | 具 体 的 目 標 | |
|-----------------------|----------------------|--|---------------------|--|--|--|
| | | | 年 度 | 現 況 値 | 2010(H22)年 | 2020(H32)年 |
| 健康で安心、 気持ちよく暮らせるまち | 有害な化学物質による影響のないまちづくり | 情報の提供の状況 | 1999(H11)年度 | 情報提供回数 0回 | 年4回情報提供を行う | 年4回情報提供を行う |
| | 静かなまちづくり | 住民満足度*1 (5年に1度アンケート実施) | 1999(H11)年度 | 静けさ -0.29 (住民アンケート結果) | 静けさの住民満足度 +1.0 | 静けさの住民満足度 +2.0以上 |
| | 空気がおいしいまちづくり | 大気汚染に係る環境基準適合状況 | 1999(H11)年度 | 光化学オキシダントが環境基準に適合していない (長久手中学校における測定結果) | すべての項目について環境基準を達成 | 環境基準の達成を維持する |
| | 水をよごさないまちづくり | 下水道等普及率 (公共下水道および農業集落排水供用開始区域人口)/行政人口 | 2000(H12)年 3月末現在 | 33.6% | 74% | 85% |
| | | 水洗化率 (下水道等整備区域の内、接続済みの割合) | 2000(H12)年 3月末現在 | 61.8% | 86% | 93% |
| | | 合併浄化槽普及率 (合併浄化槽数/全浄化槽数) | 2000(H12)年 3月末現在 | 5.5% | 50% | 100% |
| 生活マナーのよいまちづくり | 雑草に関する苦情件数 | 1999(H11)年度 | 100件 | 30件 | 10件 | |
| やすらぎと潤い、 人にやさしいまち | 緑や水が身近にあるまちづくり | 住民1人当たり都市公園面積 | 2000(H12)年 3月末現在 | 5.4m ² /人 | 15.4m ² /人 | 20.0m ² /人 |
| | 思いやりのあるまちづくり | 公共施設および大規模民間施設におけるバリアフリー設備の整備状況 | - | - | 新設の公共施設および大規模民間施設において、障害者用駐車スペースの確保、階段やスロープへの手すり設置、施設出入り口の自動ドア化を行う | 既設の公共施設および大規模民間施設において、障害者用駐車スペースの確保、階段やスロープへの手すり設置、施設出入り口の自動ドア化を行う |
| | 伝統や文化を大切に するまちづくり | 史跡等の維持管理(清掃等)や伝統行事の継承に関する団体数 | 1999(H11)年度 | 3団体 | 5団体 | 8団体 |
| | 調和のとれた まち並みづくり | 地区計画等の区域面積(m ²) | 1999(H11)年 3月末現在 | 9.4ha (3カ所) | 15ha | 20ha |

注) *1 アンケートにおいて、各項目について満足(5点)、まあ満足(2点)、どちらともいえない(0点)、やや不満(-2点)、不満(-5点)の5段階で評価してもらい、すべての回答の平均値を算出した値を「満足度」とした。なお、+は満足、-は不満を示す。

まちづくりの基本的方向の進行状況をチェックするための指標と具体的目標(3)

| | まちづくりの基本的方向 | 指 標 | 現 況 | | 具 体 的 目 標 | |
|---------------------|---------------------------------|--|--|---|--|--|
| | | | 年 度 | 現 況 値 | 2010(H22)年 | 2020(H32)年 |
| 地球を大切に するまち | 地球温暖化防止を 推進するまちづくり | 1人当たり年間二酸化炭素排出量*2 (事業所等からの排出を含めて算出) | 1998(H10)年度 | 1,699kg-C/人・年 (各種データより推計) | 1,211kg-C/人・年 (1990(H2)年レベルの6%削減) | 1,211kg-C/人・年の維持 |
| | オゾン層保護に 努めるまちづくり | 住民の意識 (オゾン層の破壊問題についての知識 と興味の有無) | 1999(H11)年度 | ・オゾン層破壊問題について 知っている 81.6% ・オゾン層破壊問題について 興味がある 75.6% (住民アンケート結果) | ・オゾン層破壊問題について 知っている 100% ・オゾン層破壊問題について 興味がある 100% | ・オゾン層破壊問題について 知っている 100% ・オゾン層破壊問題について 興味がある 100% |
| | 酸性雨の防止に 努めるまちづくり | 住民の意識 (酸性雨問題についての知識と興味の 有無) | 1999(H11)年度 | ・酸性雨問題について知っている 76.9% ・酸性雨問題について興味がある 71.6% (住民アンケート結果) | ・酸性雨問題について知っている 100% ・酸性雨問題について興味がある 100% | ・酸性雨問題について知っている 100% ・酸性雨問題について興味がある 100% |
| | 省エネ、省資源を 推進するまちづくり | 単位当たりエネルギーおよび上水道使用 量 (エネルギー(電気および都市ガス)は、 事業所等の使用量を含む) | エネルギー 1998(H10)年度 上水道 1999(H11)年度 | 電気 5,814kW/人・年 都市ガス 528m ³ /戸・年 上水道 350吉/人・日 (「ながくての統計平成11年版」より) | 電気 4,564kW/人・年 都市ガス 500m ³ /戸・年 上水道 350吉/人・日 (エネルギーは1990(H2)年比で6% 削減、上水道は1999(H11)年度 レベルの維持) | 2010(H22)年レベルの維持 |
| | | リサイクル率 (収集資源量+集団回収量+) 牛乳パック/ごみ発生量) | 1999(H11)年度 | 16.6% (「平成12年度清掃事業概要」 より算出) | 30% | 50% |
| 環境を通じた対話 交流のあるまち | 積極的に環境教育を 行うまちづくり | 環境に関する講座、講習会、野外活動等 の開催回数と参加者数 | 1998(H10)年度 | 講座 伝統文化関係 3回 緑化(ガーデニング含む) 4回 展示会 伝統文化関係 1回 野外自然活動関係 4回 (「平成11年度長久手の社会教育」 より) | 環境に関する講座、講習会、野外活動等の開催を継続的に行う | |
| | 住民、事業者が参加 して環境保全を行う まちづくり | 環境の保全および創造に関する活動団体数 | 2000(H12)年 3月末現在 | 3団体 | 8団体 | 10団体 |
| | 環境コミュニケーション のあるまちづく り | 環境マネジメントシステムの導入件数 (ISO 14001認証取得件数) | 2000(H12)年度 | 5社 | 25社 | 50社 |
| | 環境コミュニケーションの場 り | 環境を通じたコミュニケーションの場 | - | - | 環境を通じたコミュニケーションの場を創出し、機能的に運営する | |

注) *2 二酸化炭素排出量の算出にあたっては、プロパンガス使用量を推計した。単位は炭素換算kg。

NAGAKUTE RECYCLE

このマークは長久手町がリサイクルを推進するためのキャンペーンマークです。

長久手町環境基本計画

平成13年3月
発行 長久手町
編集 民生部環境課
〒480-1196
長久手町大字岩作字城の内60-1
TEL 0561-63-1111
FAX 0561-63-2100



古紙配合率100%
白色度70%の再生紙を使用しています。